



不動産の問題まるっと解決！
おしえて底地くん

Q.底地に対して抵当権が実行された。借地権は消滅しますか？

A.抵当権設定と借地権設定の対抗要件の先後によって異なります。抵当権設定登記が先の場合、銀行等の抵当権者は完全な所有権として土地の価値を把握しています。そのため借地権者さんは抵当権設定の登記に後れる借地権登記または建物登記を設定している場合は借地権は抵当権者に主張できず、土地を明渡さなくてはなりません。一方、借地権者さんの借地権登記または建物登記が先の場合は逆になります。抵当権者は底地であることをわかった上でお金を貸していますので、借地権者さんは借地権を抵当権者に主張できます。

お知らせ

2026年度の新卒社員が入社しました！

この春、新たに新卒社員が入社しました！社会人としての第一歩を踏み出し、現在は研修に励んでいます。慣れない環境に緊張しつつも、同期同士で支え合いながら、基礎知識やビジネスマナーを一つひとつ学んでいる毎日です。

前向きな気持ちで何でも吸収していこうとする姿がとても印象的です。

6月1日にはいよいよ本配属。
それぞれの部署で新たなスタートを切ります。
フレッシュな力が加わり、職場にどんな変化をもたらしてくれるのか、今からとても楽しみです。
これから温かく見守っていただけたら幸いです。



底地・築古収益物件・共有持分

情報お寄せください！



株式会社サンセイランディック

〒100-6921

東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング21F

TEL: 03 - 5252 - 7515 (営) FAX: 03 - 5252 - 7516

Email: Info@sansei-l.co.jp

札幌支店

〒060-0003

北海道札幌市中央区北3条西2-2-1

NX札幌ビル7F

TEL:011-261-3960 (代) / FAX:011-261-3955

仙台支店

〒984-0051

宮城県仙台市若林区新寺一丁目2-26

小田急仙台東口ビル8F

TEL:022-742-2411 (代) / FAX:022-742-2412

名古屋支店

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内3-20-17

KDX桜通ビル10F

TEL:052-955-6380 (代) / FAX:052-955-6389

京都支店

〒600-8008

京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8

京都三井ビルディング6F

TEL:075-241-0188 (代) / FAX:075-241-0199

関西支店

〒541-0041

大阪府大阪市中央区北浜3-5-29

日本生命淀屋橋ビル12F

TEL:06-4706-0040(代) / FAX:06-4706-0045

九州支店

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神二丁目8番35号

天神住友生命FJビジネスセンター18階

TEL:092-718-0212(代) / FAX:092-718-0213

